

指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について

指定特定非営利活動法人から「事業の概要の変更の届出」がありましたので、「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第 11 条第 2 項の規定により、当該指定特定非営利活動法人の基準の適合について、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 変更の届出内容

(1) 届出を行った法人

指定特定非営利活動法人さくらんぼ（平成 25 年 6 月 5 日指定）

※ 詳細については、【資料 1-2（法人の概要）】参照

(2) 届出内容

事業の概要の変更（平成 26 年 11 月 28 日届出）

変更前	変更後
① 横浜保育室の運営	① 保育事業
② 子育て支援事業	② 子育て支援事業
③ 子どものたまり場事業	③ 子どものたまり場事業
④ 子育て支援グループの支援とネットワークづくり	④ 子育て支援グループの支援とネットワークづくり
⑤ その他、本会の目的を達成するために必要な事業	⑤ 障害福祉サービス事業
	⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 基準の適合について

指定特定非営利活動法人変更届出書等を審査した結果、次の指定基準に適合することを確認しています。

- (1) 指定基準 1：市内で活動する特定非営利活動法人であること。
- (2) 指定基準 3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること。

※ 詳細については、【資料 1-3（指定基準適合表）】【資料 1-4（公益要件の適合について）参照】

3 関係法令

- (1) 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（抜粋）

（事業の概要等に関する変更の届出等）

第 11 条 指定特定非営利活動法人は、第 3 条第 1 項第 3 号（※）若しくは第 4 号（※）又は第 7 条第 2 項第 1 号（※）若しくは第 3 号（※）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出（第 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項の変更による場合に限る。）があった場合において、必要があると認めるときは、委員会に意見を聴いた上で、当該指定特定非営利活動法人が第 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

- (2) 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（事業の概要等に関する変更の届出）

第 13 条 条例第 11 条第 1 項の規定による届出は、指定特定非営利活動法人変更届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

(1) 条例第 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項の変更による場合

ア 条例第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる基準（条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更による場合にあつては、条例第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類

イ 変更後の定款（定款の変更をした場合に限る。次号アにおいて同じ。）

ウ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（定款の変更をした場合（法第 25 条第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る定款の変更をした場合を除く。）に限る。次号イにおいて同じ。）

エ 当該定款の変更に係る法第 25 条第 3 項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し

オ 登記事項証明書

※

○第 3 条第 1 項第 3 号：特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

○第 3 条第 1 項第 4 号：市内における特定非営利活動法人が特定非営利活動を行う地域

○第 7 条第 2 項第 1 号：名称

○第 7 条第 2 項第 3 号：主たる事務所及び市内の事務所の所在地

指定特定非営利活動法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 さくらんぼ
代表者の氏名	理事長 伊藤 保子
主たる事務所の所在地	横浜市瀬谷区三ツ境10番地の6
設立年月日	平成14年11月22日
定款に記載されている目的	本会は、子どもの健全な育成を目指して、地域の会員及びボランティアの有する個人資源を組織し、その生活技術・文化等を生かし、地域に在住する子ども達の生活支援と子育て支援活動を、相互扶助の精神に基づいた自己決定、自主管理の働き方をもって行う非営利市民事業によるサービスとして提供することによって、参加型福祉社会の形成と子育ての社会化を推進し、地域福祉の向上に寄与する。
活動分野	<ol style="list-style-type: none">1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動2 子どもの健全育成を図る活動3 前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	<ol style="list-style-type: none">1 保育事業2 子育て支援事業3 子どものたまり場事業4 子育て支援グループの支援とネットワークづくり5 障害福祉サービス事業
活動地域	瀬谷区、旭区

指定基準適合表

(指定基準3(公益要件)の適合については、【資料1-4】参照)

	要件	特定非営利活動法人 さくらんぼ	
		判定	
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	適合	
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと		
指定基準3	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	適合	
指定基準4	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 役員総数のうちに役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること		
	(2) 各社員の表決権が平等であること		
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること		
	(4) 不適正な経理が行われていないこと		
指定基準5	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと		
	(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと		
	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること		
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等 (2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類 イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類 ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類 エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類 オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類 カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類		
指定基準7	事業報告書等を提出していること		
指定基準8	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと		
指定基準9	設立の日以後1年を超える期間が経過していること		
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの イ 認定又は仮認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者 エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者 オ 暴力団の構成員等		
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
	(4) 仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
	(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人		
	(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
	(8) 次のいずれかに該当する法人 ア 暴力団 イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
	備考1	縦覧期間中の市民からの法人に対する意見	
	備考2	実態確認調査日	

指定基準3（公益要件）に関する適合について

◎指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

※ 下線箇所が今回の事業の概要の変更に伴う変更部分

要件	特定非営利活動法人さくらんぼ	
	変更届出書類における法人による説明内容（要約）	
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である ※次の（ア）から（オ）の項目を総合的に判断		
（ア）法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の実施に合致しているものであること	<p>法人の行う特定非営利活動に係る事業の下記事業については、横浜市との協働や横浜市からの委託、助成、補助等をうけ実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 保育事業 <ul style="list-style-type: none"> 横浜保育室事業（※） 横浜市家庭的保育事業（※） 子育て支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 横浜市親と子のつどいの広場事業 横浜市乳幼児一時預かり事業 横浜市産前産後ヘルパー派遣事業 横浜市母子家庭等日常生活支援事業 横浜市育児支援ヘルパー派遣事業 横浜市養育支援ヘルパー派遣事業 横浜市瀬谷区地域子育て支援拠点事業 子どものたまり場事業 <ul style="list-style-type: none"> 横浜市放課後児童健全育成事業 子育て支援グループの支援とネットワークづくり （再掲）横浜市瀬谷区地域子育て支援拠点事業 障害福祉サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護 	<p>※ 平成27年4月以降から、横浜保育室事業の一部と横浜市家庭的保育事業を「小規模保育事業」に移行し、実施する予定。</p>
（イ）事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	行政からの助成金や補助金を計画性をもって有効に活用し、収支の推移は安定しており近年正味財産額も増加し続けている。また、横浜市瀬谷区地域子育て支援拠点事業は平成23年度より平成27年度までの間継続して行政と協働で行っていく予定の事業である。	
（ロ）受益の機会が一般に開かれていること	事業内容、制度の利用方法等をホームページやパンフレット等で広く情報提供することで、受益の機会が一般に開かれている。	
（ハ）自主的・自発的に独立して行われていること	2～3歳の就学前の幼児を対象とした「プレイルーム ポップ」を法人自主財源で実施し、集団の遊び場の提供や親子の仲間づくりの支援を行っている。	
（ニ）その他、市民の利益に資すること	他団体からの現地見学や、知的障害者や困難を抱える若者就労支援の実習の受け入れを積極的に行っている。	
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
（ア）行政から支持を受けている実績	<p>【具体的な内容】</p> <p>横浜市からの助成・補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜保育室事業 横浜市家庭的保育事業 横浜市親と子のつどいの広場事業 横浜市放課後児童健全育成事業 横浜市乳幼児一時預かり事業 <p>横浜市からの委託</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市産前産後ヘルパー派遣事業 横浜市母子家庭等日常生活支援事業 横浜市育児支援ヘルパー派遣事業 横浜市養育支援ヘルパー派遣事業 <p>横浜市との委託・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市瀬谷区地域子育て支援拠点事業 	